

## 第1部「実態調査報告書を踏まえた打消し表示の景品表示法上の考え方」

## 第2部「景品表示法に関する企業のリスク管理のポイント」

広告関連6団体(大阪8団体)は、毎年7月頃に「広告法務セミナー」と題し、消費者庁表示対策課をお招きして最近の措置命令事案やガイドラインの改定についてご解説をいただくセミナーを開催しています。今年はさらに「打消し表示に関する実態調査報告書」についてご解説いただく「広告法務セミナー」第2弾を開催することになりました。

昨年7月に「打消し表示に関する実態調査報告書」、本年5月には「スマートフォンにおける打消し表示に関する実態調査報告書」、6月には「広告表示に接する消費者の視線に関する実態調査報告書」が消費者庁表示対策課から公表されました。商品・サービスの内容や取引条件についてその優良性、有利性を強調して表示する「強調表示」に対して、その例外条件や制約条件がある際にはその表示、いわゆる「打消し表示」をわかりやすく適切に行われなければ、その強調表示は、一般消費者に誤認され、不当表示として景品表示法上問題となる恐れがあります。

最近の措置命令を受けた事案の中にも、適切でない打消し表示について指摘されているものが目立ちますが、今後はより一層厳しい監視指導体制が敷かれることが予想されます。

そこで1部に消費者庁表示対策課の担当官をお招きして、上記報告書を踏まえた景品表示法の考え方をご解説いただきます。2部には森・濱田松本法律事務所の玉木昭久弁護士にご登壇いただき、最近の景品表示法の運用状況における企業の留意点をご解説いただきます。

広告宣伝担当者をはじめ、表示管理担当者、法務・コンプライアンス部門、リスク管理部門のご担当者など、幅広い分野の方々の日頃の業務にお役立ただければ幸いです。

なお、今回は皆様から事前にご質問を受け付けておりますので、お申し込みの際に合わせてご記入ください。

※いただいた全てのご質問にはお答えできませんので予めご了承ください。

### 記

- 日時・場所：【東京会場】 2018年8月31日(金) 13:30～16:30(開場13:00)  
JA共済ビル カンファレンスホール 千代田区平河町2-7-9  
  
【大阪会場】 2018年9月3日(月) 13:30～16:30(開場13:00)  
中之島セントラルタワー17階貸会議室 大阪市北区中之島2-2-7
- 演題・講師： 第1部 13:30～15:15  
「実態調査報告書を踏まえた打消し表示の景品表示法上の考え方」  
消費者庁 表示対策課 担当官  
～休憩15分～  
第2部 15:30～16:30  
「景品表示法に関する企業のリスク管理のポイント」  
森・濱田松本法律事務所 弁護士 玉木 昭久氏
- 参加費： お1人様3,000円
- お申し込み： JARO のホームページ(<http://www.jaro.or.jp>)セミナー情報からお申し込みください。  
お申し込み後、参加証と請求書をメールで発送いたしますので、支払期日までにお振り込みのうえ、当日、印刷した参加証をお持ちください。
- 主催： 公益社団法人日本アドバタイザーズ協会、一般社団法人日本広告業協会、  
一般社団法人日本アド・コンテンツ制作協会、公益社団法人日本広告制作協会、  
一般社団法人日本インタラクティブ広告協会、公益社団法人日本広告審査機構  
公益社団法人大阪広告協会※、一般社団法人大阪アドバタイジング・エージェンシーズ協会※  
(東京：6団体共催、大阪：8団体共催)

※大阪会場

- お問い合わせ先：公益社団法人日本広告審査機構 遠藤まで TEL(03)3541-2813

※参加申し込みは JARO のホームページからのみとなります。

JARO ホームページ(<http://www.jaro.or.jp>)の「セミナー情報」からお申し込みください。

## 会場略図



8/31東京会場

JA共済ビル カンファレンスホール

千代田区平河町 2-7-9 JA共済ビル 1F

○東京メトロ各線「永田町」駅 4番出口 徒歩2分



9/3大阪会場

中之島セントラルタワー17階貸会議室

大阪市北区中之島2-2-7

○地下鉄御堂筋線「淀屋橋」駅より徒歩 3 分

○地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅より徒歩 3 分

○京阪中之島線「大江橋」駅より徒歩 2 分